

電力及び都市ガスの小売全面自由化について

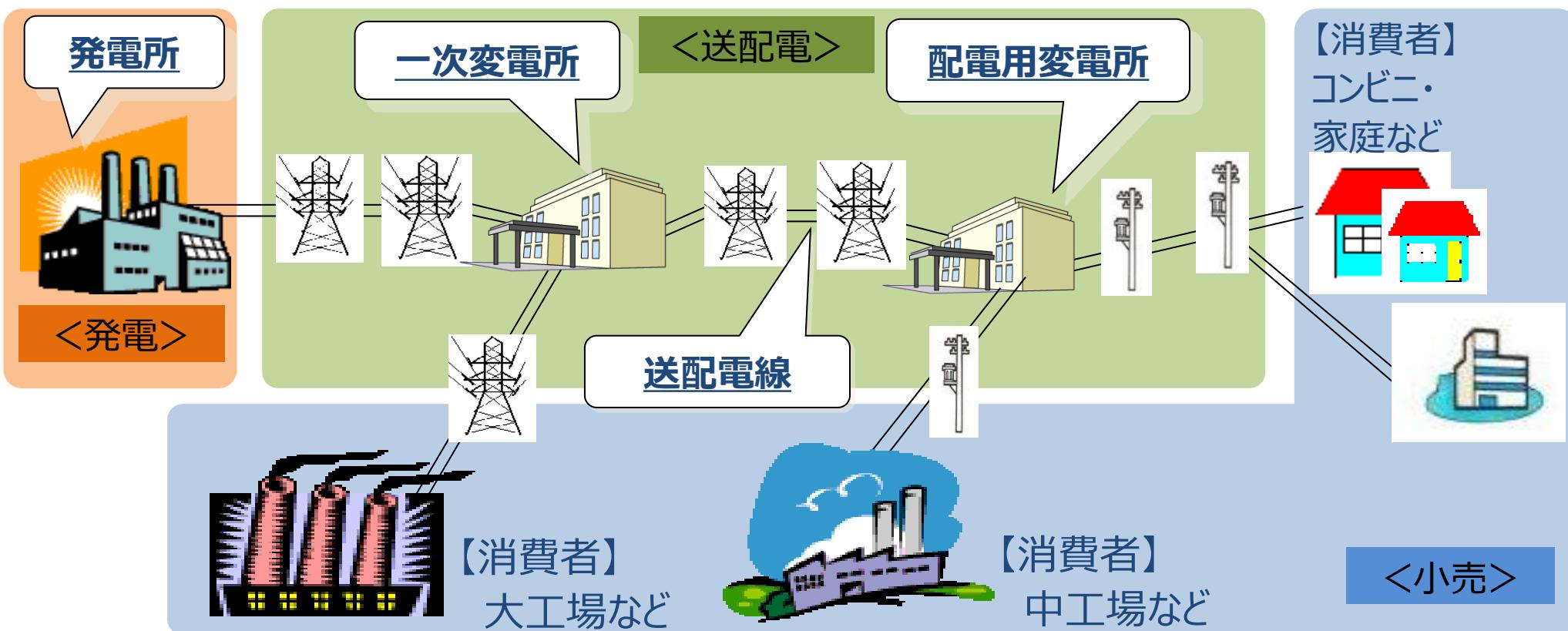
平成28年11月
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類されます。
- 本年4月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化されました。

※発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。

※一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に届けます。



家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになります

- 従来、各家庭は地域の電力会社（関東地方であれば東京電力）から電気を購入。
- 本年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。
※ 企業など大口消費者向けの電気の販売は、これまでも自由に選択可能。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも2020年3月末までは、小売自由化前と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電力を購入可能。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受けることが必要。

家庭向け電力販売への参入を行っている事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



旅行代理店



通信会社



都市ガス会社・LPGガス販売会社



不動産管理会社

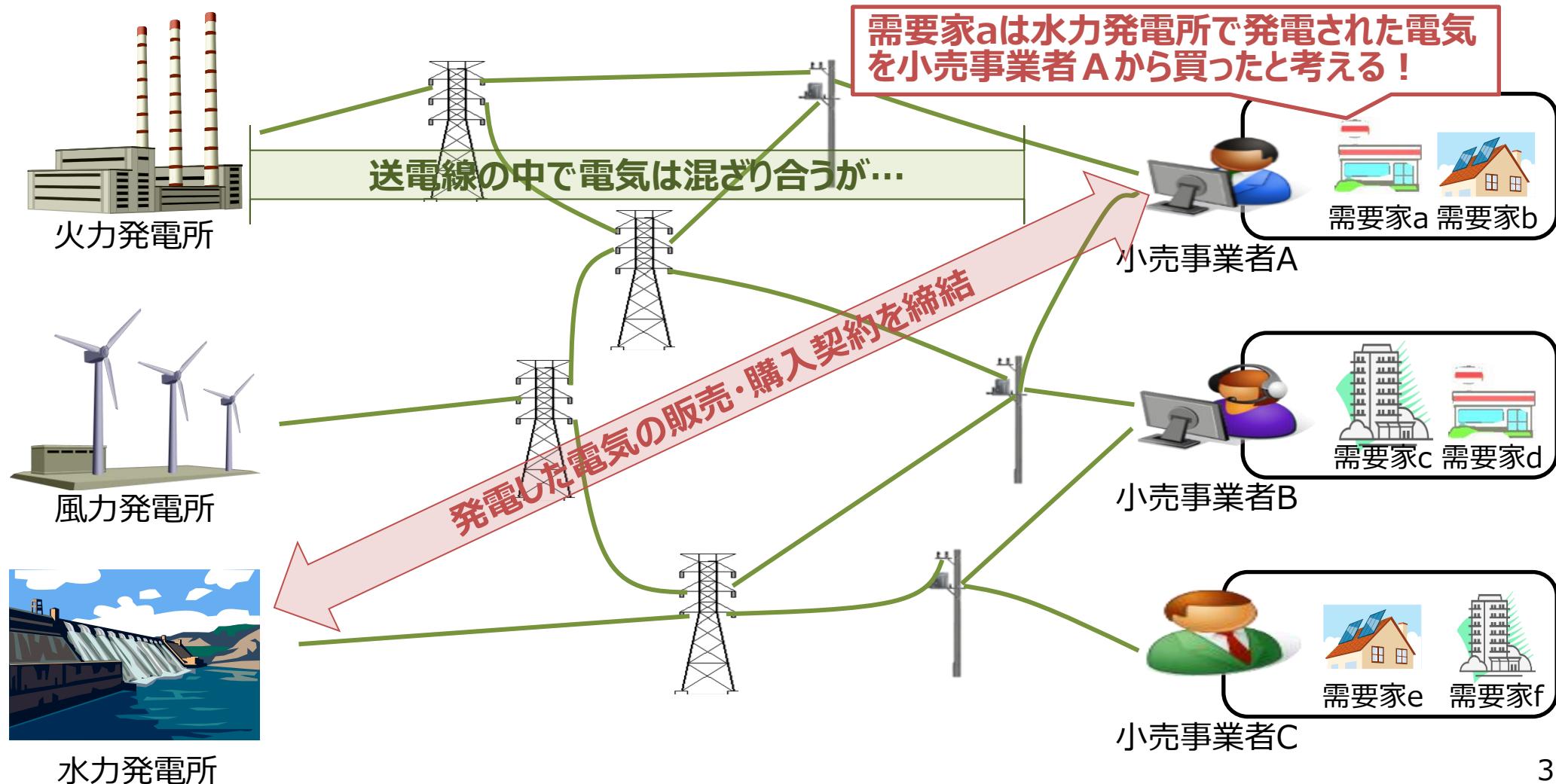


鉄道会社

etc.

電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を売っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



我が国ではこれまで段階的に自由化を進めてきました

- 平成12年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 本年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。

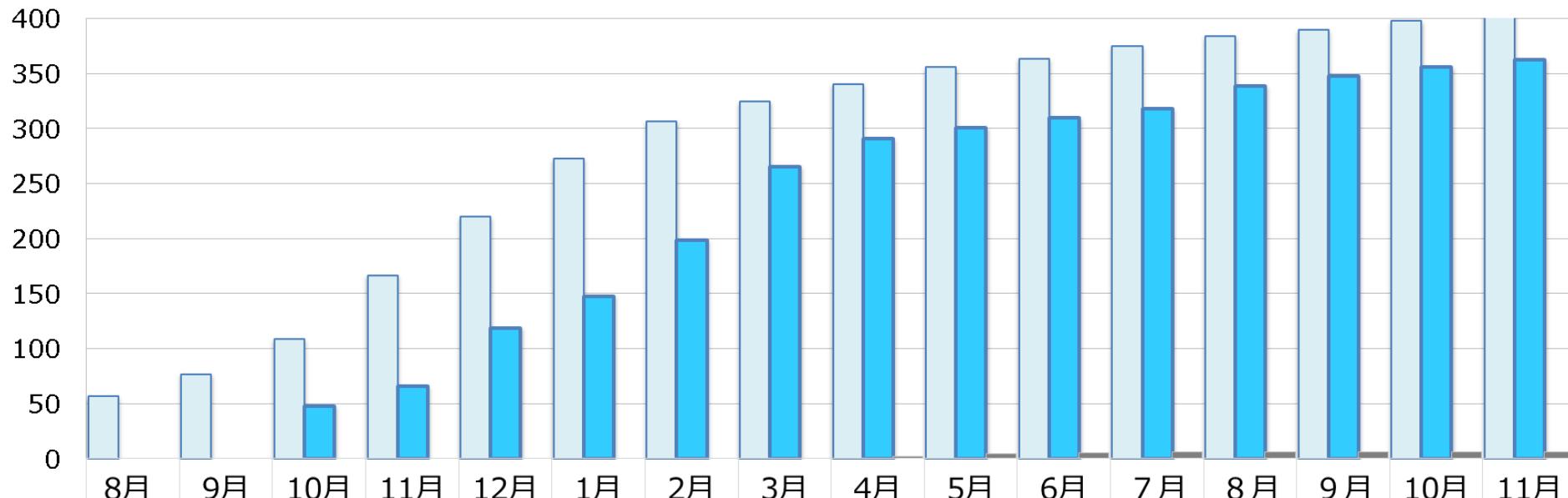


小売電気事業者の登録数の伸び

- 昨年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に約400件の小売電気事業者登録の申請があり、11月14日時点で363社を登録。

(件)

受付開始後的小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



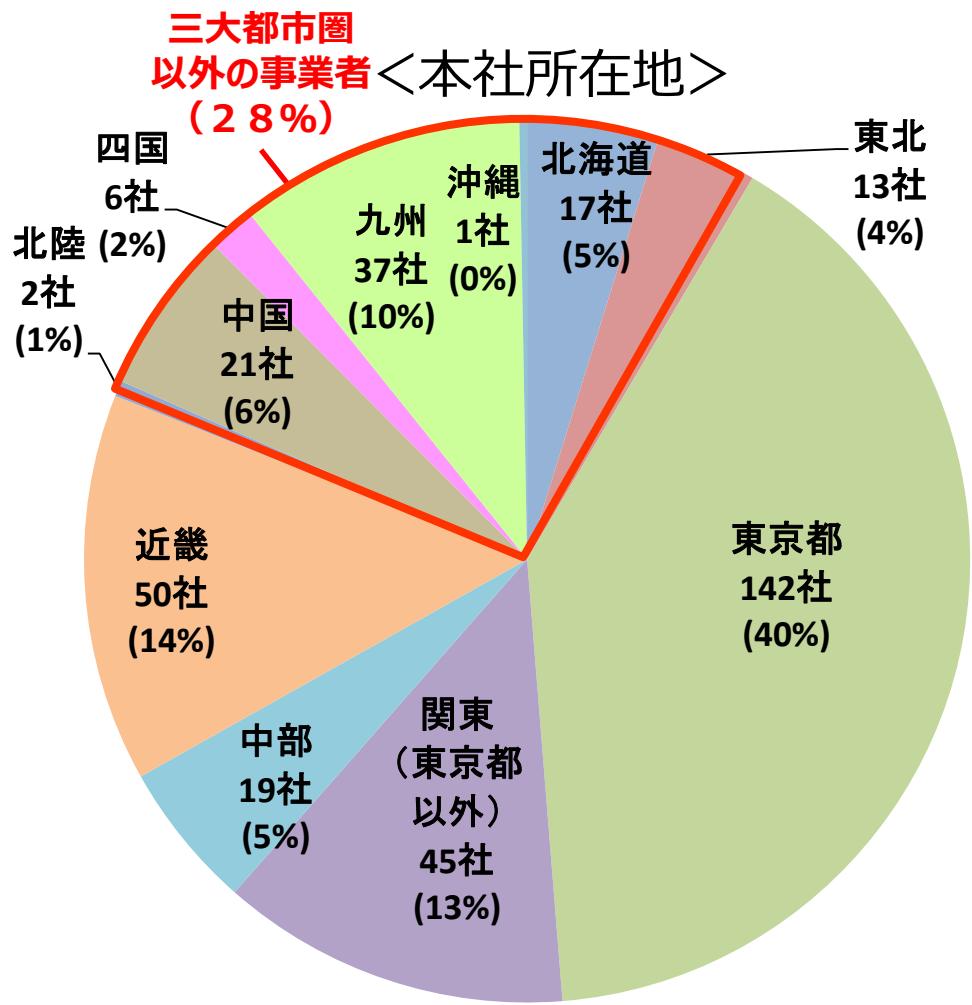
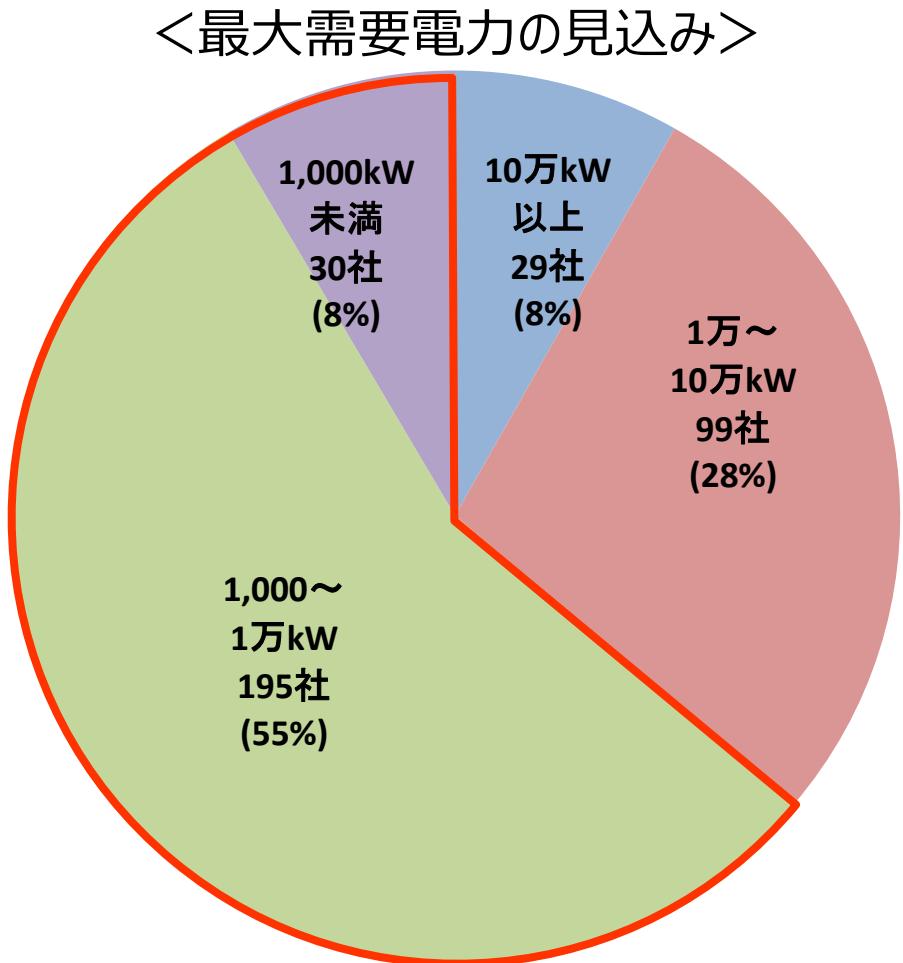
(備考) ○上記件数について、4月までの件数は月末時点。11月は11月14日までの登録件数。

○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(11月14日時点で6件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

登録小売電気事業者 353社※の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

※みなし小売電気事業者 10社を除く

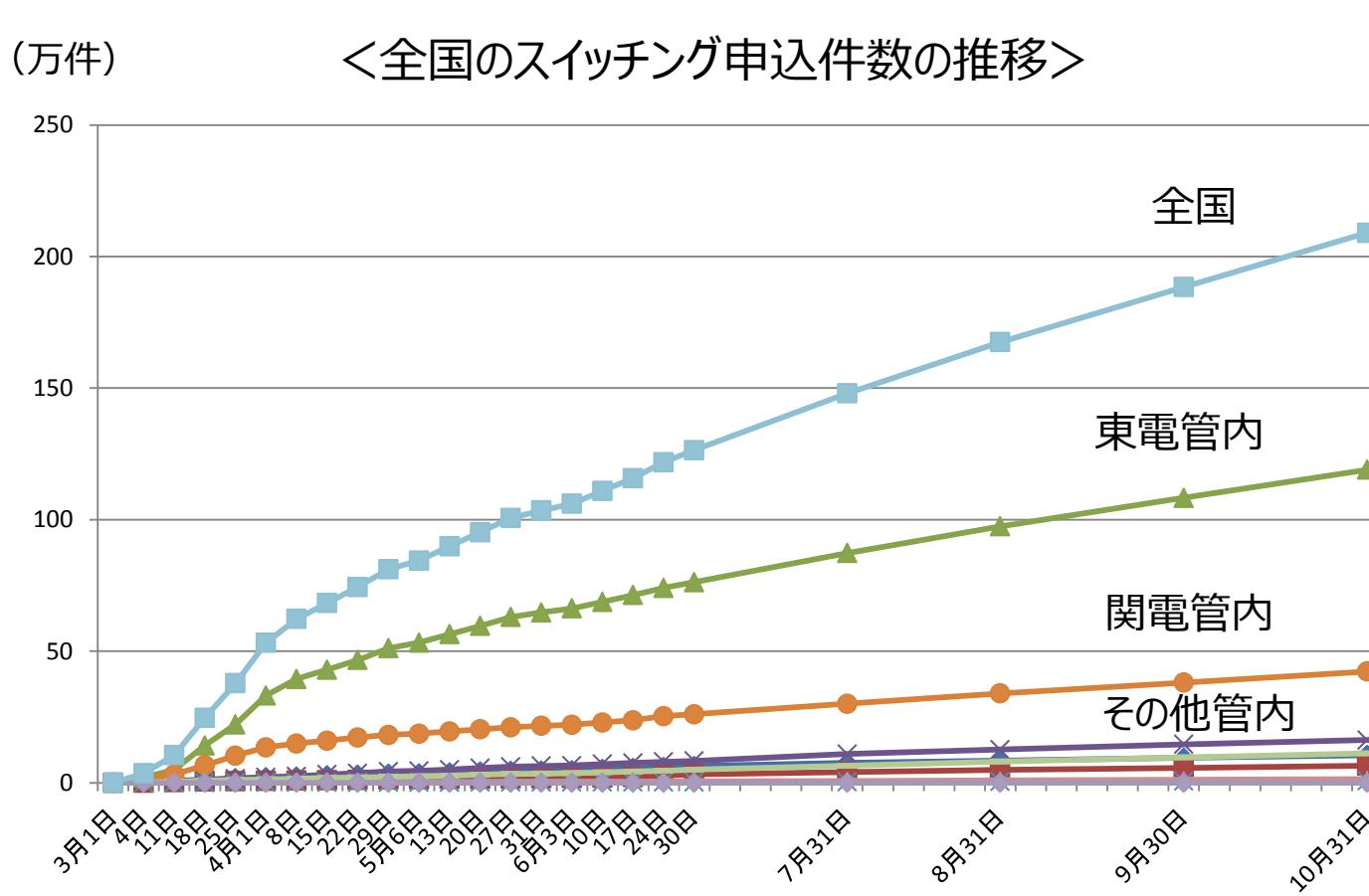
- 最大需要電力の見込みが1万kWを下回る小規模事業者が、全体6.3割。
- 本社所在地は4割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も約3割存在。



(2016年11月10日現在)

スイッチングの申込状況

- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた10月31日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数※は、約209万件（全体の約3.3%）となっている。
※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。
- 他方、8月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替え（規制→自由）の申込件数は合計約176万件であり（全体の約2.8%）、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約385万件（全体の約6.2%）となっている。



管内	申込件数 【単位：万件】	率（※） 【単位：%】
北海道	10.51	3.81
東北	6.51	1.19
東京	118.98	5.18
中部	16.26	2.14
北陸	0.74	0.60
関西	42.34	4.21
中国	0.99	0.28
四国	1.47	0.76
九州	11.21	1.80
沖縄	0.00	0.00
全国	209.01	3.34

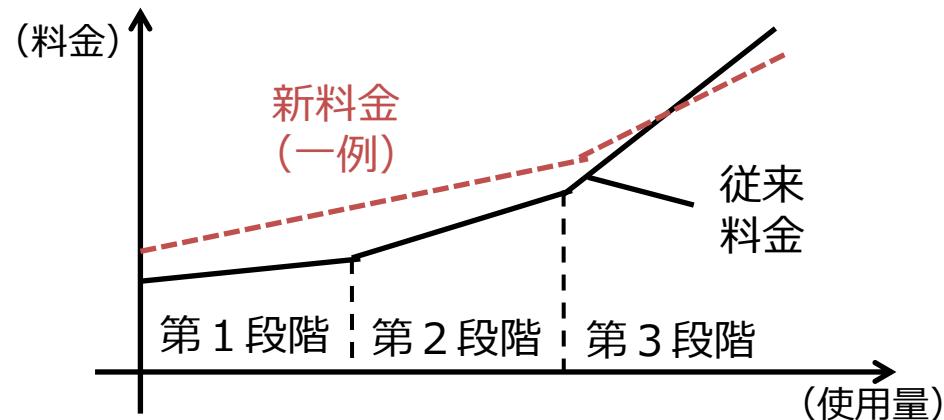
（※）2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算
(出所)電力・ガス取引監視等委員会 電力取引報 7

新料金プランの分類

- これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他（節電割引等）に分かれる。

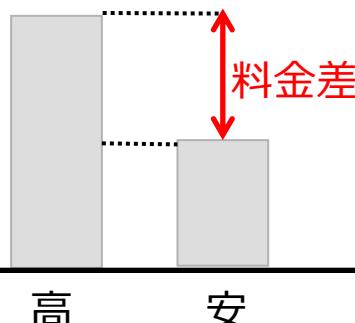
①段階別料金（各電力会社等）

→従来とは異なる従量料金体系を導入



③時間帯別料金（各電力会社等）

→時間帯に応じて、料金差を付ける

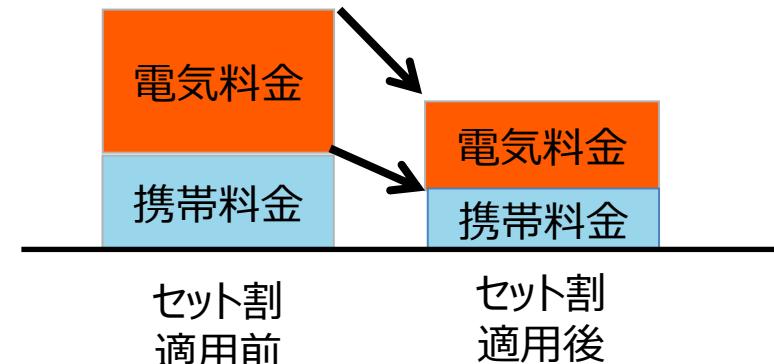


料金単価を変える単位（例）

昼間 ⇄ 夜間
平日 ⇄ 休日
夏 ⇄ 冬

②セット割（東京ガス、ソフトバンク等）

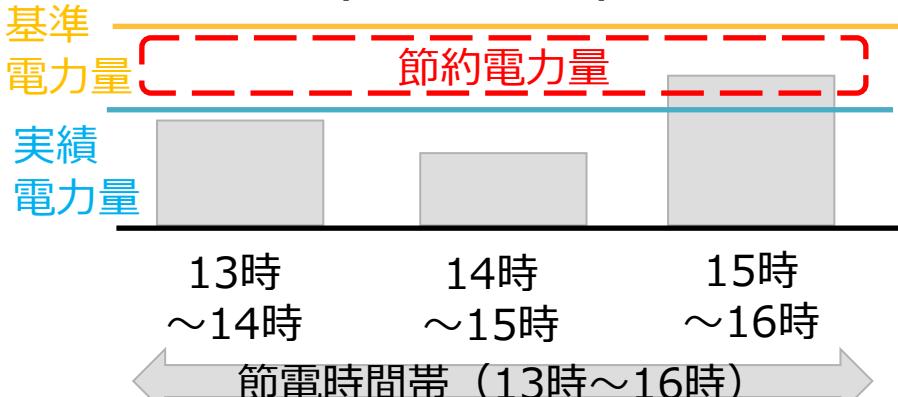
→ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施



④節電割引（北陸電力）

→指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

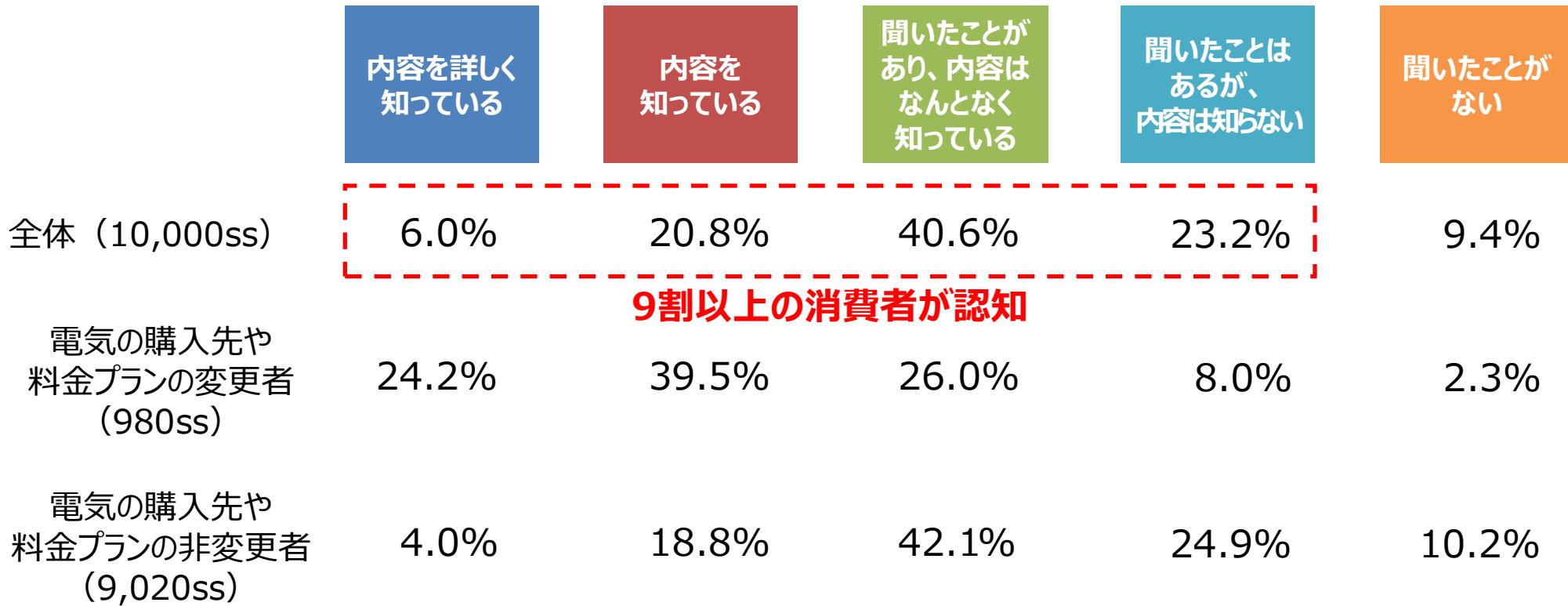
節約割引額 = 節約電力量 × 割引単価



電力小売自由化に関する消費者の認知①

- 電力の小売自由化については、9割以上の消費者が認知。
- 他方で、電気の購入先や料金プランを切り替えた人とそうでない人との間では認知に差がある。

「あなたは電力自由化についてどの程度ご存じですか？」という質問に対する消費者の回答



電力小売自由化に関する消費者の認知②

- 自由化に対する認知度は高い一方、電気の購入先を変更しない理由として、「変更することのメリットがわからない」「変更することが何となく不安」といった声もある。

「あなたが電気の購入先を変更しない理由は何ですか？」という質問に対する消費者の回答

変更することのメリットがよく分からぬから（44.0%）

変更することに何となく不安がある（37.3%）

今までどおり慣れている会社が良いから（26.2%）

新規参入者は安定供給に不安がある（15.4%）

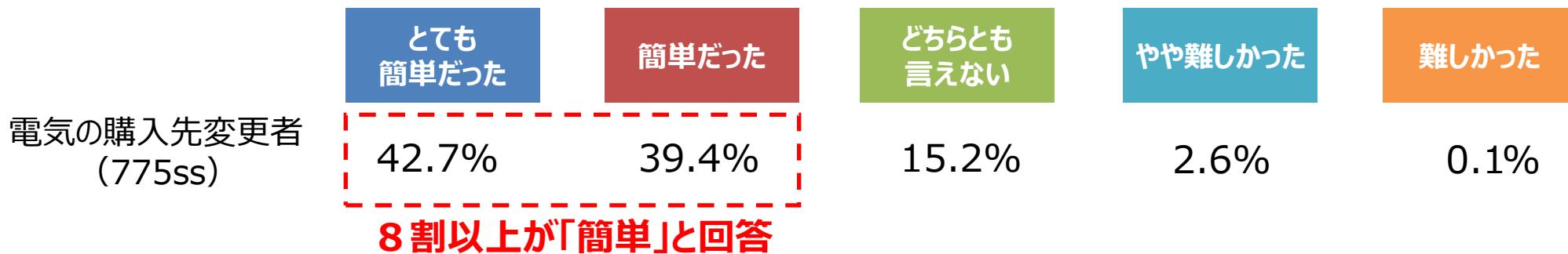
購入先を変更する手続きが面倒そう（15.1%）

etc.

電力小売自由化に関する消費者の認知③

- 実際に電気の購入先を変更した人からは「変更手続きは簡単だった」という声や、「変更手続きは30分未満で完了した」という声が数多く聞かれる。

「あなたは電気の購入先変更の手続きは簡単だったと思いますか？」という質問に対する消費者の回答



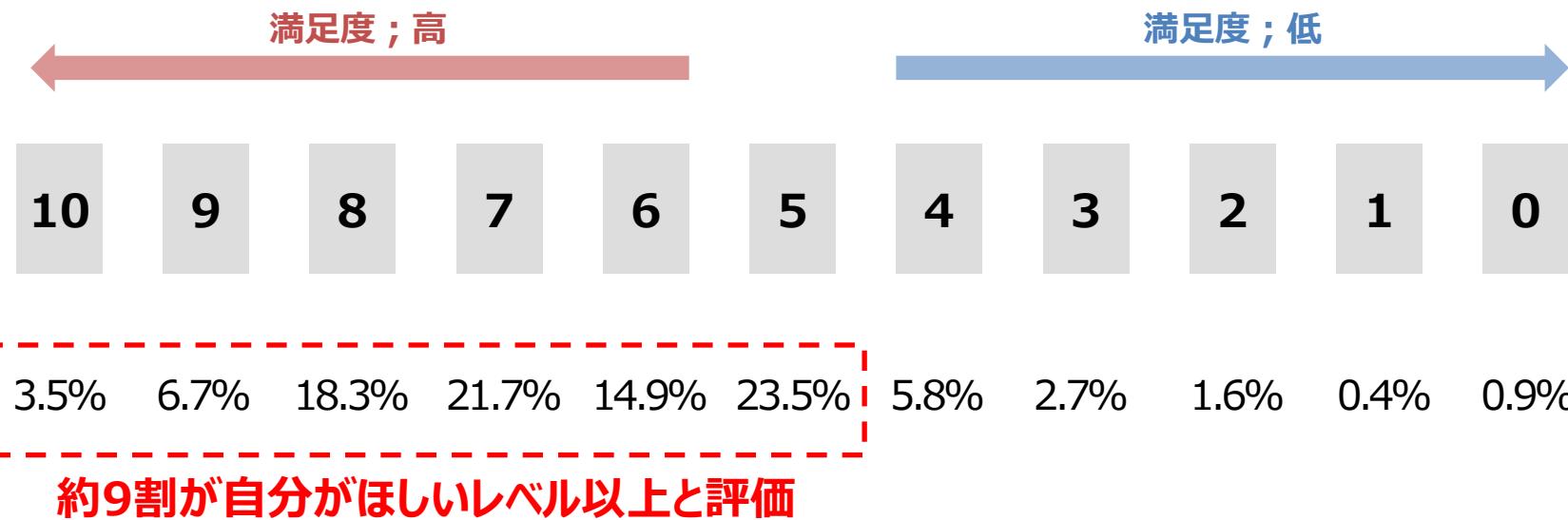
「あなたは電気の購入先変更にどのくらい時間がかかりましたか？」という質問に対する消費者の回答



電力小売自由化に関する消費者の認知④

- 電気の購入先や料金プランを変更した人の約9割が「自分がほしいレベル以上」の満足度を得ている。

「あなたは電気の購入先や料金プランを変更したことに対する満足度はいくつですか？」
という質問に対する消費者の回答（0～10で評価）



(注) 自分が欲しいレベルを満たしている場合を「5」として評価

(出典) 電力・ガス取引監視等委員会「電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業」の結果を基に作成

電気の購入先を切り替える際に必要な情報

- 電気の購入先を切り替える際には、①現在契約を結んでいる電力会社名（=切り替える前の購入先）、②お客様番号、③供給地点特定番号、④切替え希望日、が必要。

③供給地点特定番号 (本年1月以降の請求時に記載)

- 供給を受けようとする需要場所を特定するために付される22桁の番号
- ご不明な場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝え下さい

地點番号 XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX	
電気ご使用量のお知らせ	
ご使用場所 千代田区内幸町1丁目1-3	
XX年 X月分	ご使用期間 X月XX日～X月XX日 検針月日 X月XX日 (XX日間)
ご 使用 量 里	XXXkWh
請求予定金額 (うち消費税等相当額)	X,XXX円 XXX円
基本料金 電 1段料金 力 2段料金 量 3段料金 燃料費調整 再エネ発電賦課金 口座振替割引	XXX円XX銭 X,XXX円XX銭 X,XXX円XX銭 X,XXX円XX銭 XXX円XX銭 XX円XX銭 -XX円XX銭
上記料金内訳	

昨年 X月分はXX日間で XXXkWhです。
今月分は昨年と比べ XX%減少しています。

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)

X月(当月)分 +XX円XX銭
X月(翌月)分 +XX円XX銭
翌月分は当月分に比べ +XX円XX銭

今月分	振替予定日	X月XX日
次回	振替予定日	X月XX日
地区番号	お客様番号	
XX	XXXX-XXXX-X-XX	検針員 ○○

お問い合わせは、下記の電話番号まで
～おかげ間違いにお気をつけください。～

お問い合わせ先／カスタマーセンター

お引っ越し・ご契約の変更

XXXX-XXXX-X-XXX

その他の電気に関するご用件

XXXX-XXXX-X-XXX



東京電力株式会社
〇〇支社(事業所コードXXX)

電気料金等領収証(口座振替払用)

本領収証により集金員が料金を収納する場合は	XX年 X月分	ご使用期間 X月XX日～X月XX日
	領収金額	X,XXX円 うち消費税等相当額 XXX円

ご契約	XXA
ご使用量	XXXkWh
お問い合わせ先	○○ 様

上記金額を X月XX日口座振替により
領収させて頂きました。

お客様番号
XXXX-XXXX-X-XX

東京電力株式会社
〇〇支社(XXX)

お問い合わせ先

(カスタマーセンター)

お引っ越し・ご契約の変更

XXXX-XXXX-X-XXX

その他の電気に関するご用件

XXXX-XXXX-X-XXX

②お客様番号



電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、こうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？解約手数料などは発生しないのか？など

万が一、悪質な事業者がいたら

例えば…

「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』といって営業をしている事業者がいる」

「『○○電力より 5 % 安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」

「『今より安く電気を売るから 1 年分前金を』と言われて支払って以降、連絡が付かない」

「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」

「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」

「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」

「『電気と○○のセットにすれば安くなる』と言われ、求めていない商品をセット販売された」

「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」など悪質な事業者がいたら…



こちらまで

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会までご相談下さい！

- 電話：03-3501-5725（直通）（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）
- メール：dentorii@meti.go.jp

(参考) 騙されないで！電力小売自由化に関する嘘

嘘 1 ; 契約した会社が倒産したらただちに電気の供給は止まってしまいますよ

嘘 2 ; 規模の小さい会社と契約すると電気の供給が不安定になりますよ

嘘 3 ; 電力会社を変えると新たに電線を引かなくてはいけないですよ

嘘 4 ; スマートメーターに取り替えると費用がかかりますよ

もし、こんな勧誘があつたらすぐに、電力・ガス取引監視等委員会へ！！



電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

電話：03-3501-5725（直通）（受付時間 平日 9:30～12:00 13:00～18:30）

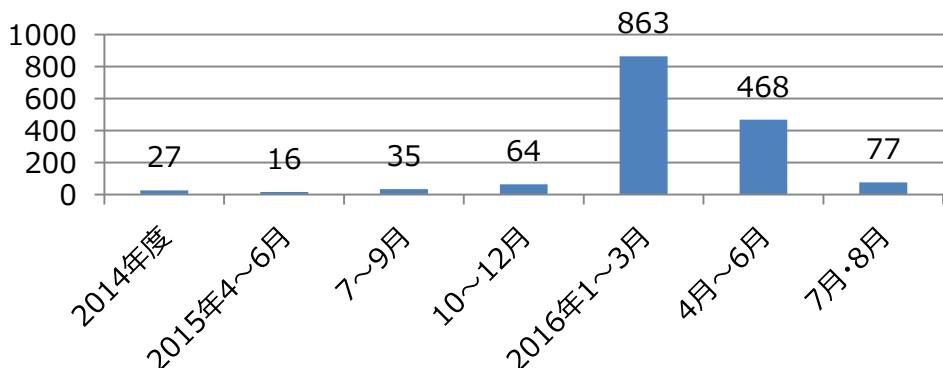
E-mail : dentorii@meti.go.jp

消費者の皆様からの御相談の状況（平成28年8月時点）

- 小売全面自由化開始直前に最も御相談件数が増加。自由化後、落ち着きつつあるものの、具体的な契約に係る御相談や料金支払いに関する御相談が増加。

電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活セ

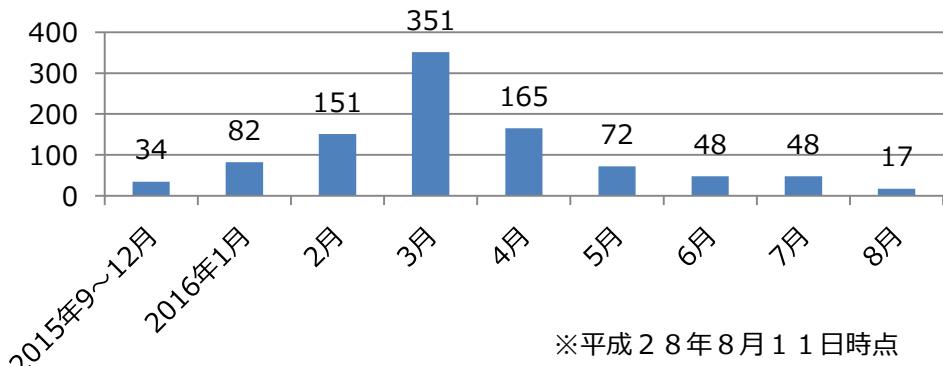
ンターへの相談件数の推移



※平成28年8月11日までに登録されたデータ

電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の

相談窓口への相談件数の推移



※平成28年8月11日時点

相談事例

◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができるなかつたことが分かった。

⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることになります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります。

◆新しい電力会社から電気を購入する契約を結んだが、何か月も電気料金の請求が来ない。

⇒東京電力パワーグリッドのシステム不具合などにより、一部の使用者に請求書が届けられないなどの事態が発生しています。支払い方法の相談や状況の詳細の確認等については、契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替えを申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻ることはできないと言われてしまい、悩んでいる。

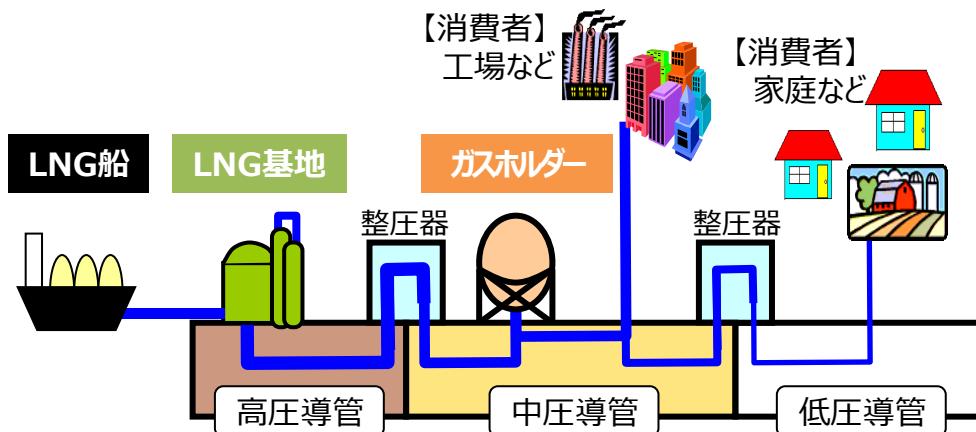
⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

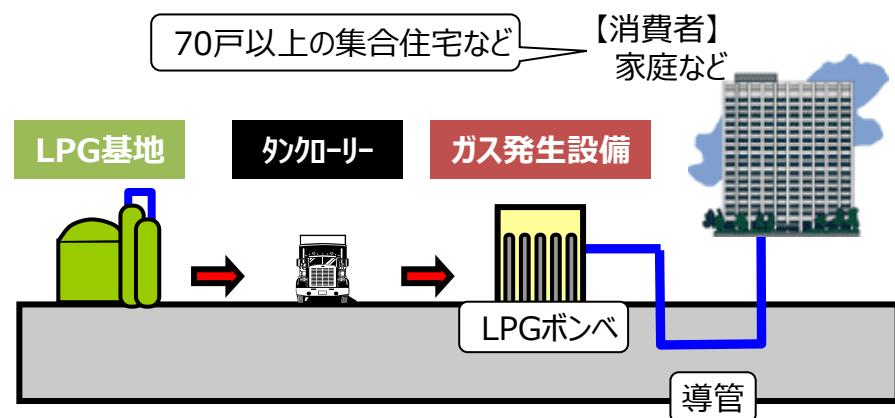
①都市ガスの供給イメージ

来年4月より自由化



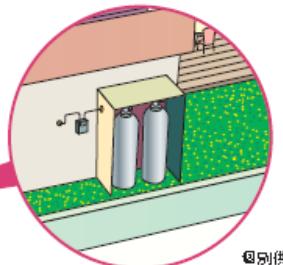
②簡易ガスの供給イメージ

来年4月より自由化



③LPガスの供給イメージ

既に自由化



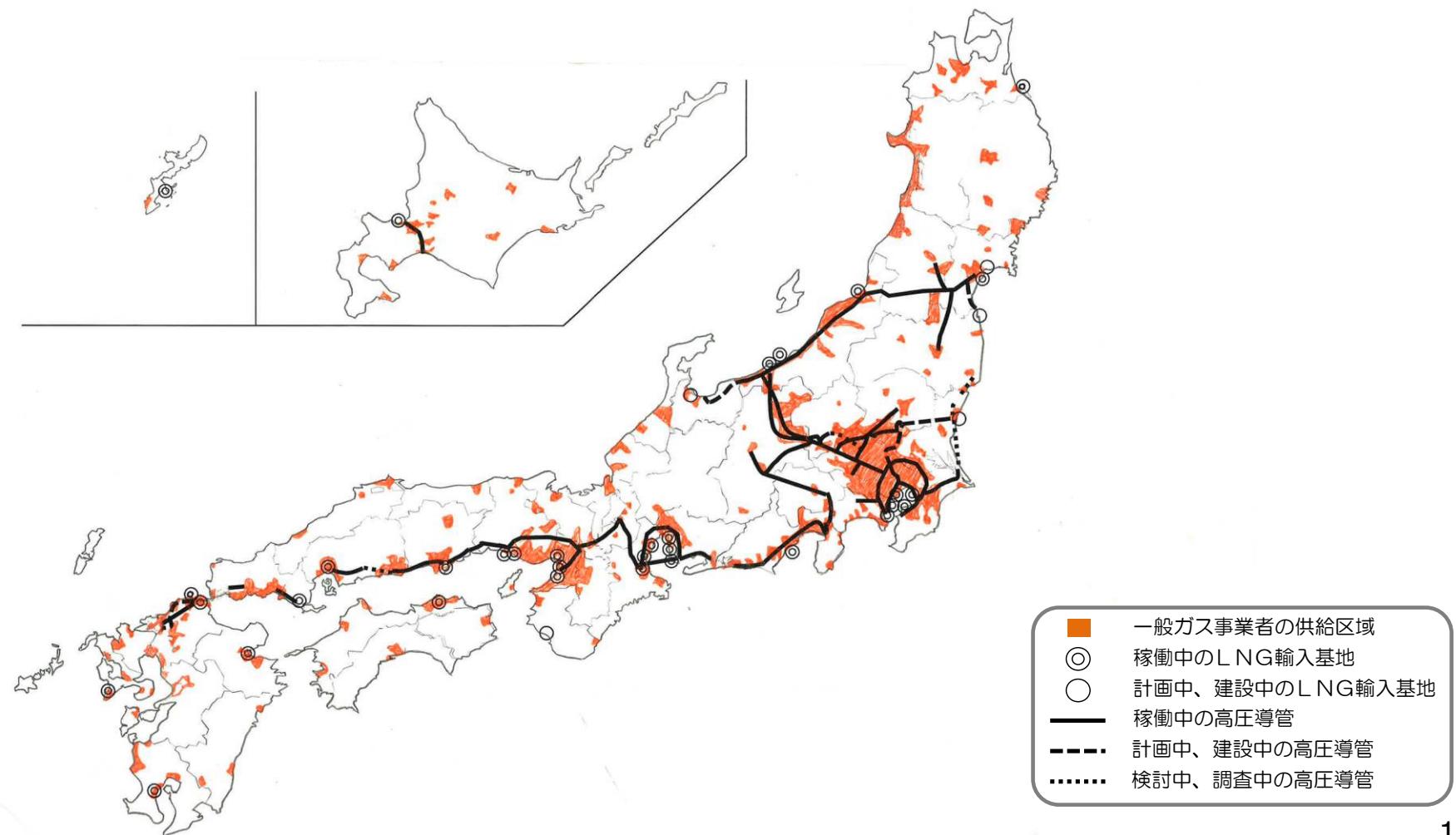
(出典) 日本LPガス団体協議会

■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億m ³ /年
②簡易ガス	約117万件	1.5億m ³ /年
③LPガス	約2,450万件	68億m ³ /年

一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管網の整備状況

- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約 6 %。
(供給区域内世帯数は全国世帯数の約 3 分の 2)
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。



(参考) 四国での都市ガス供給

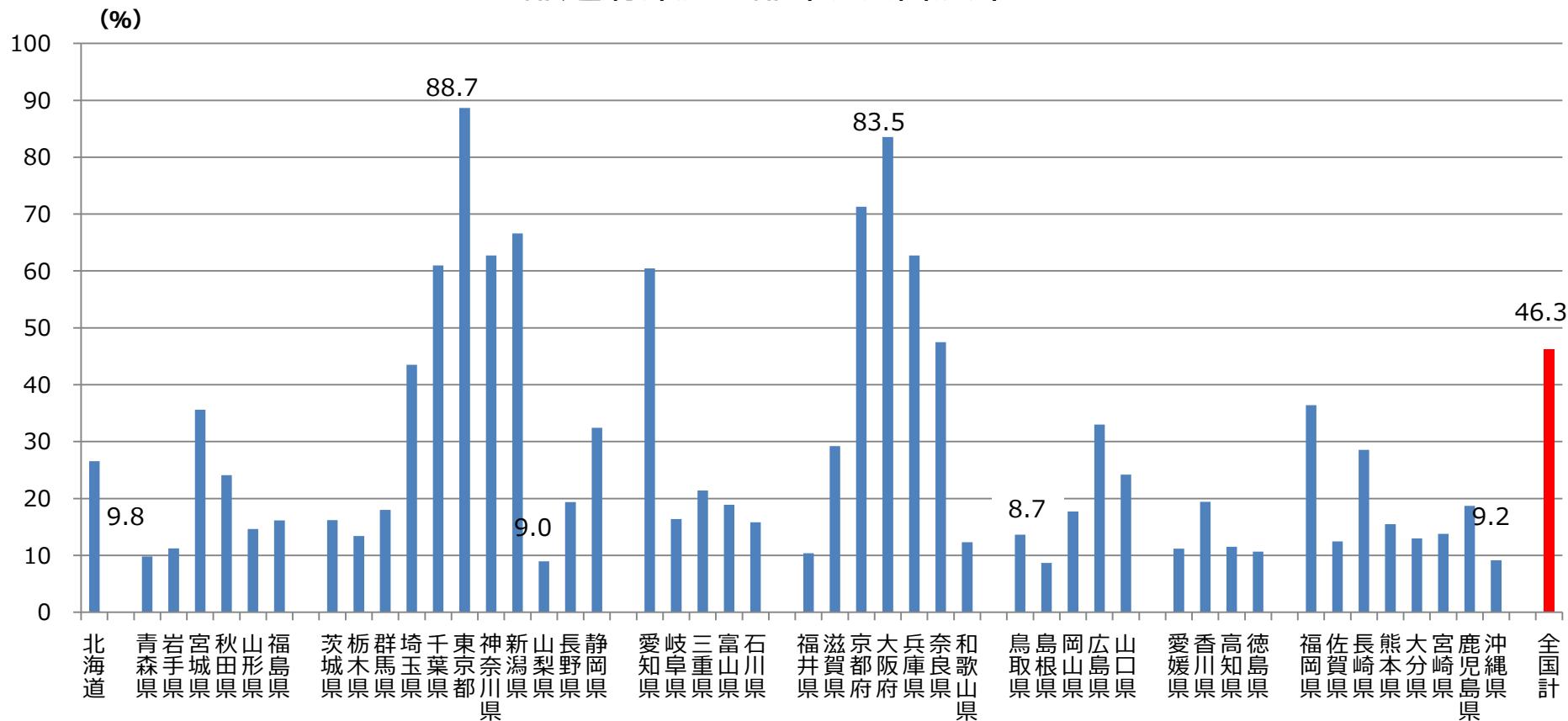
供給区域



都市ガス普及率

- 我が国の都市ガス普及率は約 46%（平成 26 年度末）。
- 東京や大阪は 80% を超えるものの、10% を下回る道府県が多い。

都道府県別 都市ガス普及率

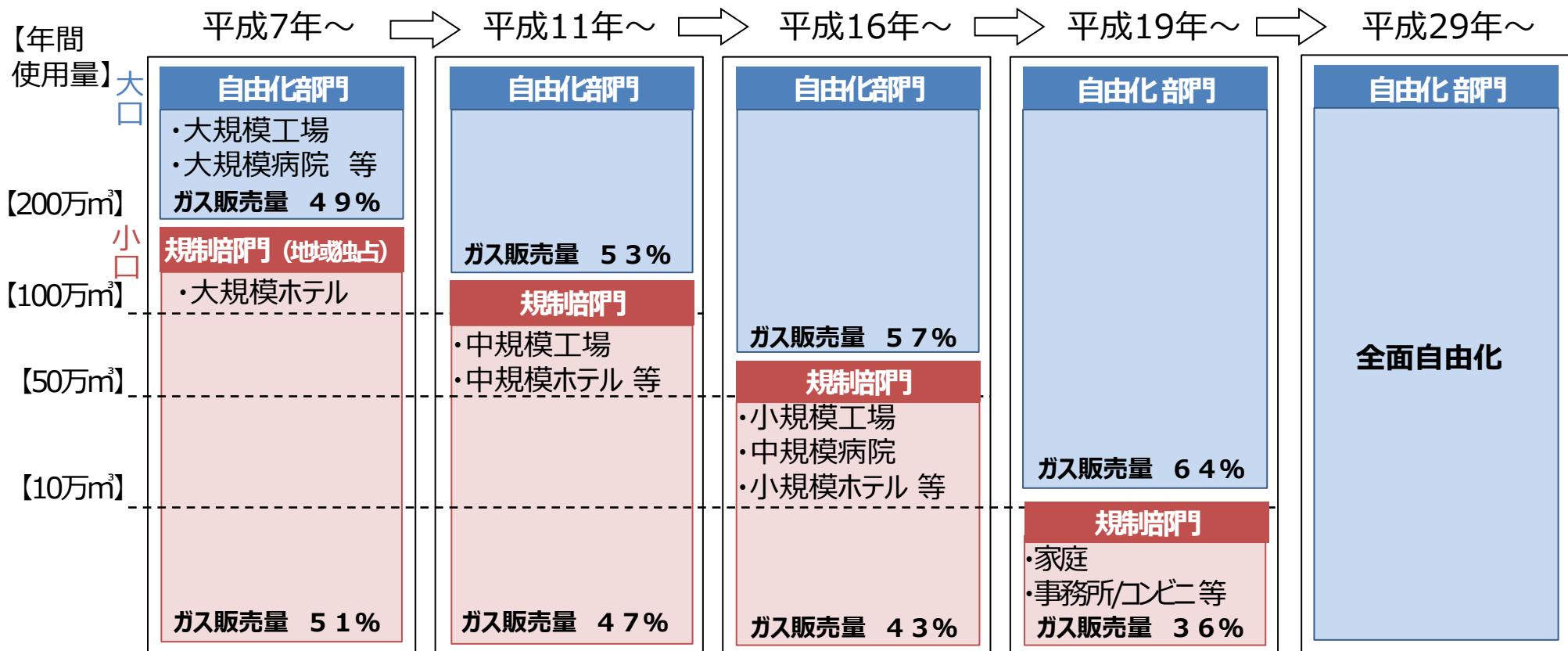


(注) 一般ガス普及率は、都道府県別調定数／都道府県別世帯数

(出所) ガス事業便覧、総務省データを基に事務局作成

ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 来年（平成29年）4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。



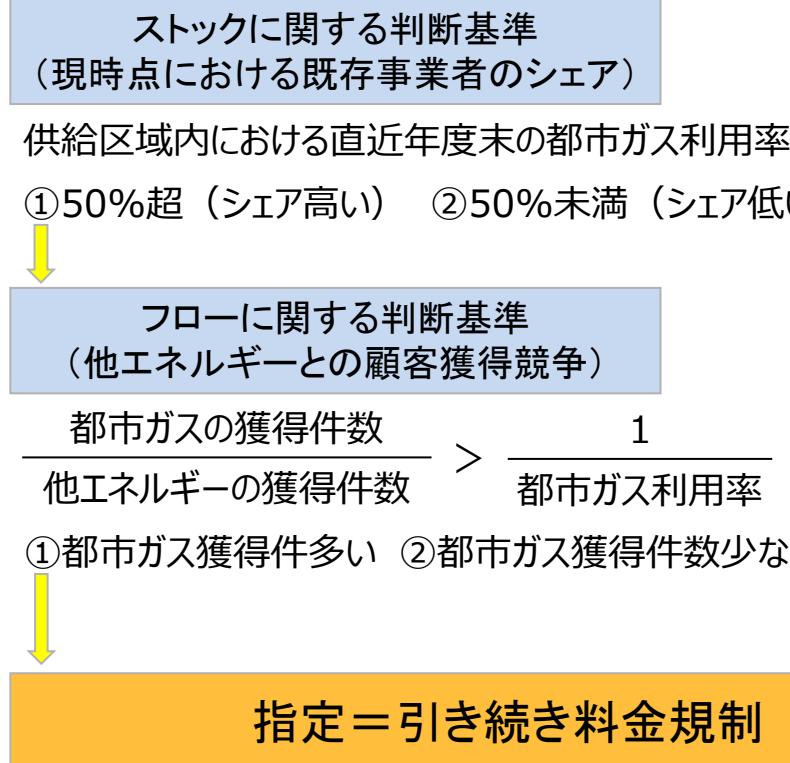
(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展しない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（平成26年度実績）。

一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定について

- 小売全面自由化後、ガス小売事業者は、原則、自由に料金を設定する。
- ただし、需要家保護のため、他のガス小売事業者や、LPGガス・オール電化等の他のエネルギーとの十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。

<指定基準>



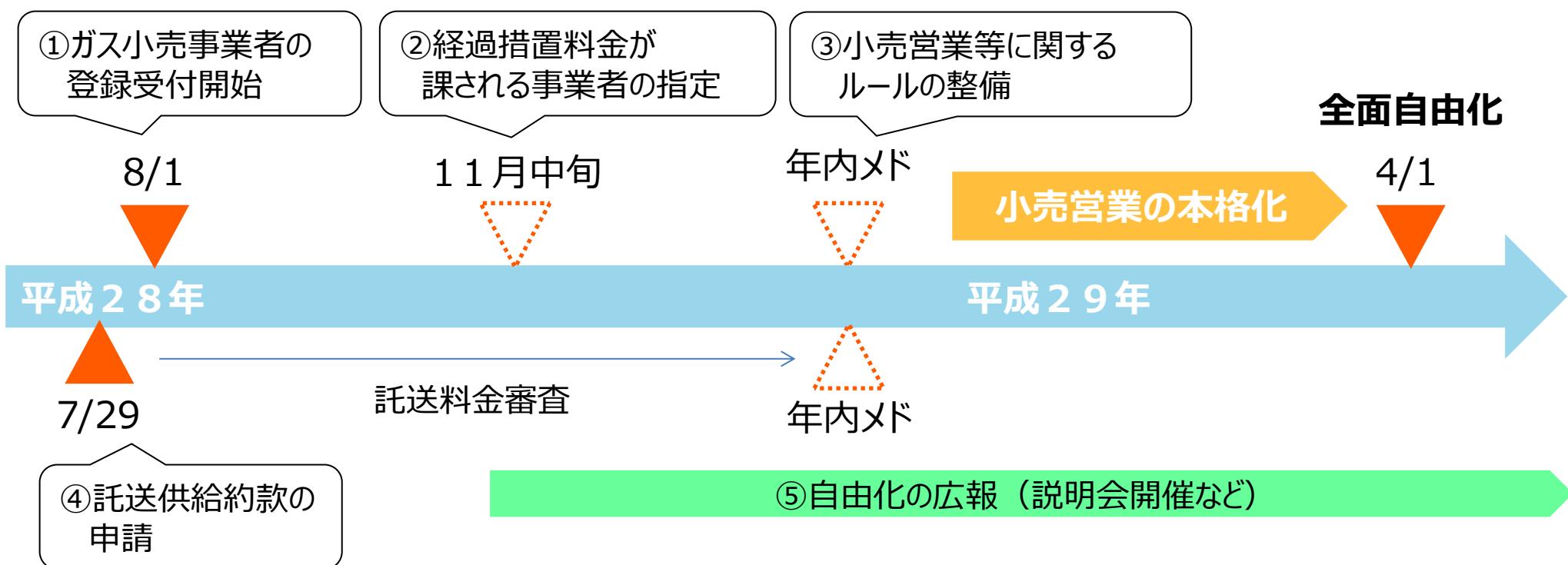
[ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合（年平均1%以下）等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。]

担当局	指定対象事業者(一般ガス事業者)
本省	東京瓦斯(東京地区等)
	大阪瓦斯
	東邦瓦斯
東北	仙南ガス
関東	京葉瓦斯
	京和ガス
	日本瓦斯(南平台・初山地区)
	熱海瓦斯
近畿	河内長野ガス
中国	浜田ガス
九州	エコア(100MJ地区)
	南海ガス

※簡易ガス事業者については現在パブコメ中。

ガスの小売全面自由化に向けた取組

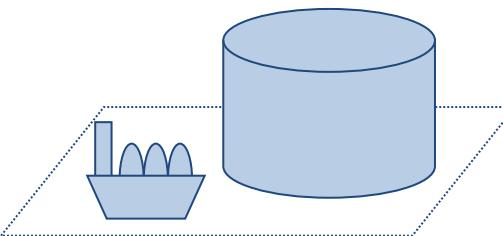
- 来年4月の小売全面自由化に向け、主に以下に取り組む。
 - ①小売事業者の登録の審査
 - ②経過措置料金（規制料金）が課される事業者の指定の審査
 - ③小売営業等に関するルールの整備
 - ④託送料金（ガスパイプラインの利用料）の審査
 - ⑤自由化の広報



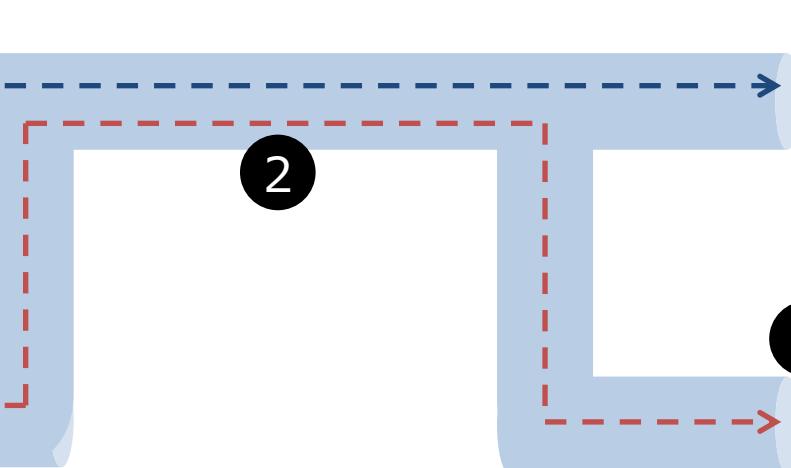
ガス導管部門の中立化

- 誰でも公平・平等に導管網を利用できるよう、導管部門を独立。
- 特に、需要家が多く大規模導管を持つ大手3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）については、導管部門と基地・小売部門とを別会社化（法的分離；2022年4月～）。

都市ガス会社AのLNG基地



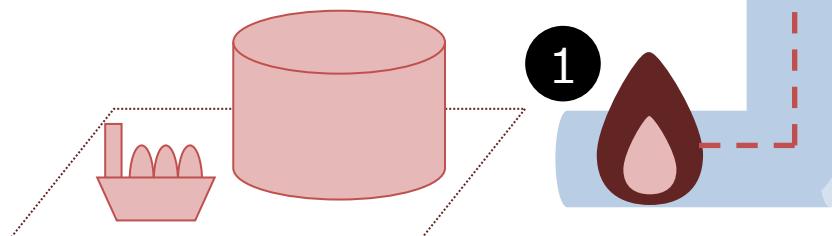
都市ガス会社Aのガス導管
(独占の規制部門)



都市ガス会社Aの需要家



新規参入事業者BのLNG基地



新規参入事業者Bの需要家

中立性を損なう
懸念の例

1

自社の基地からのガス
の送出を優位な条件
で受け入れ

2

自社のガス輸送には託送
ルールが適用されず、自社
に有利な条件を適用

3

導管事業で市営得た
情報を自社営業に目的
外利用

ガスの販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- ガスを販売する「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、こうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ ガス小売事業者の社名や連絡先
- ✓ いつからガスを供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月のガス料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え、ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか？
その支払い方法はどうなるのか？（機器設置等の工事が必要な場合についても注意が必要）
- ✓ ガス料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？
- ✓ 契約を解約する場合、設備費や消費機器のリースなども含め、解約手数料などは発生しないのか？
発生する場合にはいくらになるのか？など

都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A①

「小売事業者を切り替えたい時は誰に連絡すれば良いのでしょうか？」

→ 原則として、新たに契約しようとしている小売事業者に連絡して下さい。ただし、オール電化の方やLPガスをお使いの方は、切替え前の事業者にも連絡をする必要があります。

「いつから新しい小売事業者に変更の申込みができるのでしょうか？」

→ 申込みの受付は事業者によって異なりますので、直接お問い合わせ下さい。なお、本年4月の電力小売自由化の際は、本年1月頃より各事業者の受付が開始されました。

「小売事業者を切り替える時に必要な個人情報などはあるのでしょうか？」

→ ①現在契約を結んでいるガス会社（＝切り替える前の購入先）の名称、②お客様番号、③供給地点特定番号（メーター番号）、④切替え希望日、が必要になります。

「来年4月までに何も手続きをしなかった場合、ガスの供給はどうなってしまうのでしょうか？」

→ これまでどおり一般ガス事業者（都市ガス会社）や簡易ガス事業者からガスの供給を受けることになります。

都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A②

「オール電化やLPガスの利用者も都市ガスに切り替えられるのでしょうか？」

→ 切替えは可能です。ただし、利用場所（の近傍）までガス導管が敷設されている場合に限られます。また、都市ガス用の配管や器具への取替えが必要な場合があります。

「私の住んでる地域でガスを買うことができる小売事業者を教えて下さい。」

→ 資源エネルギー庁HPに登録事業者一覧を掲載しているのでご確認下さい。
(インターネット閲覧環境がない場合、相談窓口ホットライン03-3501-3506まで)

「ガスの自由化は新規参入が少なくて選べないのでないでしょうか？」

→ ガスは、電力と比較して、新規参入者の数が少ない状況ですが、参入のない地域でも、既存の事業者の自由料金メニューやLPガスへの切替えが可能です。また、オール電化に切り替えることも可能です。

「マンションや集合住宅に住んでいる人もガスの購入先を選べるようになるのでしょうか？」

→ 集合住宅にお住いの方も現在都市ガスの供給を受けている場合には、新規参入する小売事業者やLPガス販売事業者からのガスの購入が可能です。また、既存の事業者の自由メニューからの選択も可能です。ただし、LPガスへの切り替えに当たり、配管工事などを伴い、コミュニティ単位での意思決定が必要になることから、管理会社を始め、コミュニティ内でご相談下さい。なお、現在簡易ガスの供給を受けている場合も同様です。

都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ③

「小売料金規制の経過措置がないとガス料金が上がってしまうのではないか？」

→ 他のガス事業者や燃料事業者と適正な競争関係にあるガス事業者については経過措置の対象から外しますが、消費者利益を保護すべく、きちんと事後監視を行います。

「地域のガス事業者に小売料金規制の経過措置がかかるか否かはどこで確認できるのでしょうか？」

→ 今後、経済産業省や各地方経済産業局のホームページ等に掲載予定です。
また、経過措置が解除されるガス事業者には、来年4月までに、既に契約している消費者に対して、自由化後の供給条件の説明・書面交付をすることが法律上義務付けられています。

「クーリング・オフはできるようになるのでしょうか？」

→ 来年4月以降のガスの供給について、同年3月31日以前に訪問販売や電話勧誘販売で供給契約を締結した場合、クーリング・オフの対象になります。
(来年4月以降の契約締結分についても対象とする方向で検討中)

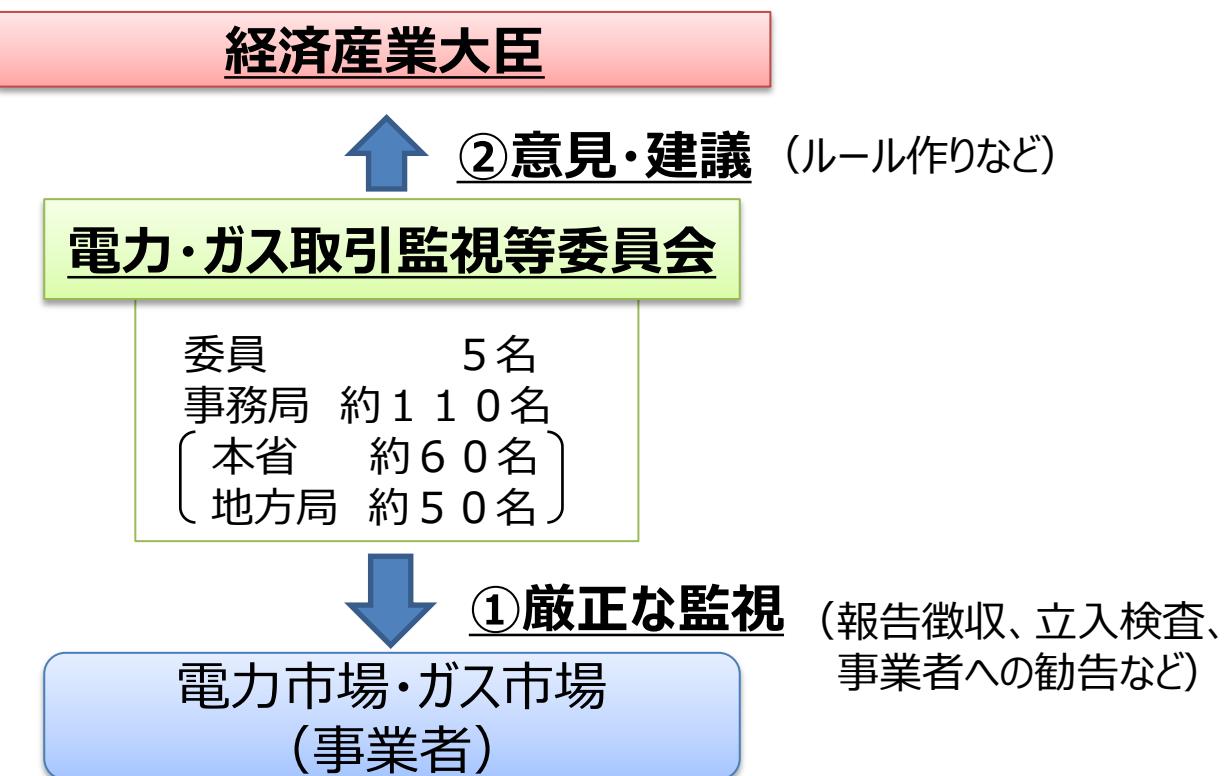
「クーリング・オフ制度」とは？

…「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。



電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力システム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、市場の監視機能を強化するため、経済産業大臣直属の組織として、昨年9月に設立。
- 本年4月1日からは、都市ガス、熱供給事業も業務の対象に追加。
- ①適正な取引が行われているか厳正な「監視」を行うほか、②必要なルール作りなどに関して経産大臣へ「意見・建議」を行う。



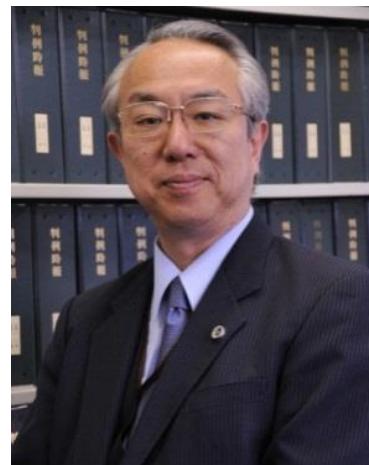
委員長・委員構成

- 委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田 達夫
(委員長)



稻垣 隆一
(委員長代理)



林 泰弘



圓尾 雅則



箕輪 恵美子



【経済】

大阪大学 招聘教授
アジア成長研究所 所長

【法律】

稻垣隆一法律事務所
弁護士

【工学】

早稲田大学大学院
教授

【金融】

SMBC日興証券
マネージングディレクター

【会計】

監査法人トーマツ
パートナー 公認会計士